

## 各課からのお知らせ

防災交通課 [防災係] ☎⑦1282

### 防災行政無線戸別受信機の貸与について

森町にお住まいのみなさんを対象に災害情報や行政情報等をいち早くお伝えするため、戸別受信機を貸与しております。

初めての設置・・・無償で貸与します

2台目以降、事業所での設置・・・有償（補助あり）

**本体価格88,000円 → 補助金44,000円あり**

設置を希望される方は、防災交通課へお申し込みください（設置工事は月2回程度）。

住民生活課 [戸籍係] ☎⑦1084 支所町民福祉課 [町民係] ☎⑧3111

### マイナンバーカードの「交付臨時窓口」開設について

#### 夜間・休日臨時窓口（予約制）をご利用ください

令和8年2月及び令和8年3月の臨時窓口開設日をお知らせいたします。

開設日	時間	受付期限
2月1日(日)	9時00分~12時00分	1月23日(金)
3月1日(日)	9時00分~12時00分	2月20日(金)
平日夜間	17時15分~19時00分	希望日の1週間前

※予約制（先着順）のため、予約がない日の窓口は開設いたしません。

※代理人での受け取りを希望される場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

### ホタテ養殖漁業者の皆さんへ

森町の基幹産業の一つであるホタテ養殖漁業は最盛期を控え、耳吊り・出荷へ向けて準備を進めていることと思います。

これまででも、漁業者の皆様にはお願いをしていますが、改めて次の点を遵守くださいますようよろしくお願いいたします。

#### 出荷時等のお願い

- ①出荷貝の搬送時における 水切り
- ②出荷時に排出される 付着物の水切り
- ③耳吊り稚貝運搬時における 防水対策



※これらが不十分だと発進、停止、旋回時に道路に水が溜まり、歩道等に飛び散ったり、雪伝いに広がることで悪臭を放つ原因となります。

道路は漁業者以外の方も利用しますので環境美化へのご協力をお願いいたします。

閑役場水産課水産係 ☎⑦1087

## 令和8年度 獎学生を募ります

森町教育振興育英会では、4月から高等学校以上に進学もしくは在学し、家庭の事情から学費等の支出が困難な方を対象に奨学金を貸し付けます。

### ■貸付月額

高等学校	国・公立	12,000円
	私立	21,000円
高等 専門学校	国・公立	1～3年／12,000円
		4・5年／21,000円
専修学校 短期大学	私立	1～3年／21,000円
		4・5年／29,000円
専修学校	国・公立	21,000円
短期大学	私立	28,000円
大学 大学院	国・公立	21,000円
	私立	29,000円

### ■返還について

卒業の翌年から国・公立は6年以内、私立は8年以内の年賦により返還していただきます。(無利子) ただし、条件を満たした場合は返還免除を受けることができます。

### ■願書等の交付場所・交付期間

場所：教育委員会 学校教育課学校教育係  
期間：2月2日（月）～3月13日（金）  
(土・日、祝日を除く)

### ■願書等の提出期限

令和8年3月19日（木）

### ■奨学金返還免除の申請について

森町教育振興育英会では奨学金の返還を行っている方、またはこれから返還を開始する方を対象に奨学金返還免除の申請を受け付けております。

貸付または免除について、詳しくは教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

## 小・中学校の「就学援助制度」のご案内

町教育委員会では、経済的な理由により学用品費などの支払いが困難なご家庭を対象に、費用の一部を援助しています。

### ■対象となる方

森町にお住まいの、小・中学生（新入学を含む）の保護者様

（注）所得などの審査により、認定にならない場合もあります。

### ■申請の流れ

- お子さまが通学している（または入学予定の）学校から申請書を受け取る
- 必要事項を記入し、添付書類を添えて学校へ提出

### ■知っておきたいポイント

- 【随时受付】年度途中でも申請いただけます。
- 【毎年更新】継続して受ける場合も、毎年手続きが必要です。



森町 HP

森町地球温暖化対策実行計画に基づく

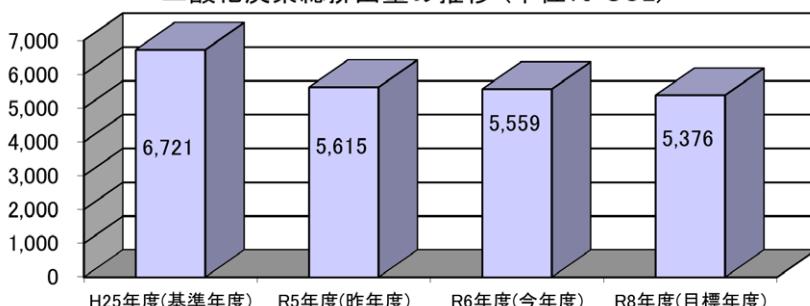
## 令和6年度温室効果ガス排出量調査の結果について

町では、令和5年3月に策定した「森町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

計画では、基準年度（平成25年度）比で令和12年度までに40%削減、令和8年度までに20%削減を目指しています。

令和6年度の二酸化炭素排出量は5,559,224kg-CO<sub>2</sub>となり、基準年度と比べて17.2%減、前年度と比べて1.0%減となりました。

二酸化炭素総排出量の推移（単位:t-CO<sub>2</sub>）



引き続き、地球温暖化防止に向けた取組を進めていきます！

あなたの声を計画に

## 森町地球温暖化対策実行計画（案）ご意見を募集します

町では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、町全体で取り組む温暖化対策をまとめた「森町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）」を作成しました。

この計画は、町民のみなさんのご意見を反映しながら仕上げていくものです。

「こうしたらしい」「ここが気になる」など、どんな声でも構いません。

ぜひご意見をお寄せください。

### ■ 意見募集期間 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）

#### ■ 計画（案）の閲覧場所

- ・役場 住民生活課（本庁舎1階）
- ・町公式ホームページ

※意見の提出方法など詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。



森町 HP

## ノロウイルス食中毒を防ぎましょう

ノロウイルスは、手指などから食品にうつることがあります。日頃の心がけで予防しましょう。

- ・体調がすぐれないときは、食品を扱わない
- ・食品は中心までしっかり加熱
- ・調理前やトイレの後は、石けんで手洗い
- ・調理器具は熱湯や塩素系消毒で清潔に

## 成年後見制度をご存知ですか？

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分ではない方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの支援を受けるために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があるっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

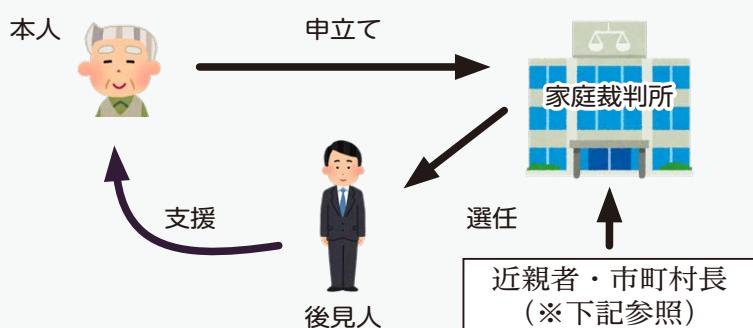
このような判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守り、支援するのが成年後見制度です。

### 成年後見制度の種類

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

#### 法定後見制度

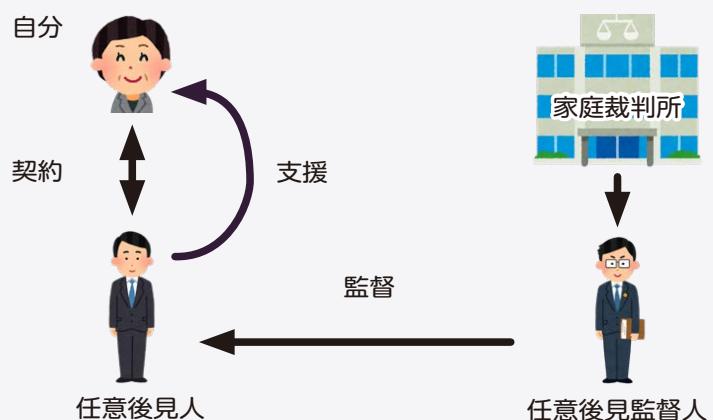
すでに判断能力が十分ではない方の法律面・生活面の支援をするために、本人や近親者などが家庭裁判所に申立てをして、成年後見人等を選任してもらう制度です。



※本人による申立てができない、申立てをする配偶者・四親等以内の親族がない場合は、市町村長が申立てをすることもできます。

#### 任意後見制度

本人の判断能力がある時に、あらかじめ信頼できる代理人を定めて、公正証書により契約しておく制度です。



“地域へ感動を” そして未来へ

## 渡島信用金庫

◇◆◇本店営業部◇◆◇

住所：北海道茅部郡森町字御幸町115番地

本店営業部 電話：(01374) 2-2025

本部 電話：(01374) 2-2024



URL : <https://www.shinkin.co.jp/oshima/>



広報紙、公式ホームページに

### 有料広告

掲載しませんか？まずはお電話を！

年3回（3ヶ月）5%OFF  
通常¥30,000→¥28,500

金額は、広報紙2分の1段・  
ホームページ（バナー）の金額です。

詳しくはホームページからもご覧いただけます。  
<https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>

問役場企画振興課広報広聴係⑦1283

## 各課からのお知らせ

企画振興課 [計画振興係] ☎⑦1283

### 一定面積以上の土地取引には届出が必要です！

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、国土利用計画法に規定する一定面積以上の土地取引を行った場合は、契約（予約を含む）締結日から2週間以内に、譲受人（権利取得者）は土地の利用目的及び取引価格等を土地の所在する市町村に届出する必要があります。

#### 届出の対象となる面積

- 市街化区域：2,000m<sup>2</sup>以上（森町では該当ありません）
- 市街化区域以外の都市計画区域内：5,000m<sup>2</sup>以上
- 都市計画区域外：10,000m<sup>2</sup>以上

#### 提出書類

- 土地売買等届出書
- 土地売買等契約書の写し
- 土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の図面
- 土地の形状を明らかにした縮尺2,500分の1以上の図面
- 委任状（代理人が届出する場合）

#### 留意事項

- 届出が必要な場合で届出をしなかった時は、法律で罰せられることがあります。届出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力をお願いいたします。
- 当事者的一方または双方が、国・地方公共団体・その他の政令で定める法人である場合や、滞納処分等の競売、農地法の第3条第1項の許可を受けることを要する場合など、国土利用計画法の適用除外規定に該当する場合は、届出不要となります。



森町 HP

#### 届出・問合せ先

役場企画振興課計画振興係 ☎⑦1283

※届出の詳細や様式のダウンロードは町公式ホームページをご確認ください。

社会教育課 [文化財保護係] ☎②2186

### 冬季文化財講座を開催します

教育委員会では、森町の文化財を町民の皆さんに紹介する文化財講座を次のとおり開催します。  
森町の歴史を知ることができる機会ですので、興味のある方はぜひご参加ください。

1回のみの参加も  
可能です！

参加費  
**無料**  
定員各 20名

- 日 時／第1回：2月25日(水) 16時00分～17時00分  
第2回：3月11日(水) 16時00分～17時00分  
第3回：3月18日(水) 16時00分～17時00分

※講座のテーマなど詳しい内容はホームページをご覧ください。



森町 HP

- 会 場／森町公民館1階 中会議室  
○申 込／お電話での申込または右記QRコードからお申込みください。  
※電話受付時間：平日8時30分～17時00分



- 申込期間／令和8年2月9日(月)～2月24日(火)

申込フォーム

## 各課からのお知らせ

保健福祉子育て課【国保児童係】 ☎⑦1085 支所町民福祉課【福祉保険係】 ☎⑧3111

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

- 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

### 基準額表

【令和6年度分計算期間：令和6年8月1日～令和7年7月31日】

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円
		【課税所得380万円以上】 141万円
		【課税所得145万円以上】 67万円
2割	一定以上所得者	56万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ※1 31万円
		区分Ⅰ※2 19万円

※1・・・世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2・・・世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。）、または老齢福祉年金を受給している方

申請書は、仮計算をもとに、支給対象の方へ3月送付予定です。

お手元に届きましたら、必要事項を記入のうえ同封の返信用封筒にて役場保健福祉課国保係まで送付してください。

問北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011（290）5601

役場保健福祉子育て課国保児童係 ☎⑦1085

支所町民福祉課福祉保険係 ☎⑧3111

### 町民の意見箱 皆さんの声にお答えします。

町では、町民の皆さんから町政に関する意見等をお聞きし、協働のまちづくりを推進するため、役場などに意見箱を設置しています。

令和7年12月2日～令和8年1月5日までの期間中、公表要件を満たした投稿はありませんでした。

設置場所	投稿件数	設置場所	投稿件数
森町役場	1件（対応中）	森町公民館	0件
森町砂原支所	0件	森町砂原公民館	0件

問役場企画振興課広報広聴係 ☎⑦1283

## 令和8年度森町立保育所入所児童募集

令和8年4月1日からの新規入所児童の受付を行います。

入所を希望される方は、期間内に申請してください。

※保育所利用には「保育の必要性」の認定が必要です。

■受付期間 令和8年2月2日（月）～2月17日（火）

### ■申込方法

入所申込書等を、**保健福祉子育て課 子育て支援係（保健センター内）** または各保育所へ提出してください。

※障がいの認定を受けている児童や、日常生活に支援が必要な児童の入所を希望される場合は、事前にお問い合わせください。

※年度途中の入所は随時受付しますが、定員や保育士配置により入所できない場合があります。



### ■入所基準

保護者が次のいずれかに該当し、保育が困難な世帯の児童が対象です。

（就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護、求職活動、就学、育休中の継続入所、災害復旧、その他同様の状況の世帯）

※届出内容に虚偽があった場合、入所決定を取り消すことがあります。

### ■提出書類

（1）施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

（2）入所基準ごとに提出様式がありますので、入所申込書受取りの際におたずねください。

### ■保育料 町内居住の入所児童世帯の保育料を無償化しています。

### ■入所可能年齢

もり保育所・尾白内保育所ともに生後6か月から入所可能

### ■入所決定

申込数が各保育所の受け入れ可能数を超えた場合は、先着順ではなく、保育の必要性に応じて利用調整を行います。そのため、希望する保育所に入所できない場合があります。

### ■問い合わせ先

もり保育所 ☎②2579 尾白内保育所 ☎②2969 保健福祉子育て課 子育て支援係 ☎③2311

詳しい内容はホームページ  
をご覧ください→

